

Q & A

Q1 大切な財産である自動車を使えなくしてしまうことは、財産権の侵害に当たらないでしょうか？

A1 財産権は絶対不可侵のものではなく、公共の福祉の見地から合理的な範囲内で制限を加えることは許されています。自動車NO_x・PM法に基づく車種規制は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準を確保するために、従来からの対策だけでは環境基準を確保することができない地域に限って行われるもので、しかも、平均使用年数を参考に適用猶予期間を設定し、負担が過度に大きくならないように配慮して実施されている規制です。

Q2 対策地域外のトラックが、車種規制が開始されてからも対策地域内を走行できるのは不公平ではないでしょうか？

A2 自動車NO_x・PM法の対策地域については、自動車交通が集中しており、従来の自動車排出ガス規制のみでは、二酸化窒素等の環境基準の確保が困難な地域について、地域としての一体性等も勘案し、関係する都府県の意見も聞いて指定しているものです。

使用の本拠が対策地域外にあるものまで車種規制を及ぼすことは過剰規制になるおそれがあり適当でないと考えられます。

加えて、対策地域以外の地域から流入してくる車を規制するためには、数多くの道路を常に監視しなければならず、人手と費用の負担が大きすぎることや、かえって交通渋滞や特定の道路への交通の集中など新たな問題の原因になることも予想されるため、規制の対象とはしていません。

Q3 使用過程車に後付けの装置を取り付けてNO_x・PM両方を除去し、排出基準に適合させることはできるのでしょうか？

A3 国土交通大臣が行なうNO_x・PM低減装置性能評価制度において、優良と評価された装置を装着した使用過程車については、排出基準に適合したものと判定されます。ただし、車種等により装着できる装置の有無がありますので、注意が必要です。

Q4 自動車NO_x・PM法による規制のほかに、条例による規制もあるようですが、どうなっているのでしょうか。

A4 自動車NO_x・PM法のほかにも、自治体によっては、独自の規制を条例で定めている場合があります。こうした場合には、自動車NO_x・PM法のほかに条例も適用されることとなりますのでご注意ください。条例の詳細については、それぞれの自治体にお問い合わせください。

Q5 改正前の自動車NO_x法に適合していない自動車も新しいNO_x・PM法の適用を受け、使用可能最終日が延びるのでしょうか。

A5 改正前の自動車NO_x法に不適合の自動車は、従来から自動車検査証の備考欄に記載されている使用可能最終日以降は特定地域内に使用の本拠を置くことはできません。なお、ディーゼル乗用車や新たに対策地域に追加指定された市区町村に使用の本拠があるトラック、バス等については、今まで自動車NO_x法の適用を受けていませんので、自動車NO_x・PM法による使用可能最終日の判定が行われます。